

幕末期近江商人の家政改革

—山中兵右衛門家の場合—

末 永 國 紀

目次 はじめに

- 一 山中家の家系
- 二 山中家の経営
- 三 家政改革の推移

むすびにかえて——家業存続の要因

はじめに

近江商人の系譜に連なる企業は、一世紀を越す長い歴史を持つてゐる。家業継続あるいは企業存続を最高の経営理念としてきたこれらの老舗企業は、何度も経営危機に直面しながら、そのつど局面打開に努め切り抜けてきた。老舗存続の背景には諸々の要因が作用している。その要因は外的要因と内的要因に大別される。幕末期のような動乱期には、存続と断絶に関わる外的要因は、一般的にはどの商家にとっても共通の経営環境であったと見なすことができる。

共通の外的圧力を一定とすれば、存続と断絶を分けた要因は、存続のためのいかなる内部要因が作用したか、あるいはしなかつたかということにある。本稿の目的は、経営内部で作用した企業存続の要因を、主人と支配人の関係、所有と経営の観点を含めて近江商人山中兵右衛門家の事例をもとに考察することにある。⁽¹⁾ 経営環境としてどの商家にも共通な幕末期の外的要因の叙述については、紙幅の関係上、最小限にとどめることを予めお断りしておきたい。

一 山中家の家系

近江国蒲生郡日野の山中兵右衛門家を興したのは、貞享二年生まれの初代兵右衛門である。⁽²⁾ 先祖の山中氏は蒲生氏に臣事したといわれるが、初代の祖父頼久の代から日野の塗物師となり、父頼常も家業を嗣いだ。頼常には三男三女があり、長男九左衛門が本家を相続し塗師職を営んだ。男子三人女子三人の兄弟姉妹の末子万吉、後の初代兵右衛門が分家するとき譲渡されたものは、わずかに「親之譲り町内南屋敷二畝三歩、道具は行灯一梗」であった。本家の兄九左衛門は、家業不振のため先祖伝来の居宅を手放すことになった。この本家倒産の悲運に際会したことが、行商による本家の失地回復へと初代を駆り立てる契機となつた。即ち宝永元年一〇歳の時、姉の婚家谷田六郎右衛門へ懇請して椀一駄を借り受け、東国へ旅立つたことが行商への第一歩となつた。

第1表に、歴代当主一覧表を掲げたが、以下の行論に必要なかぎり、代々の当主の略歴を記しておこう。

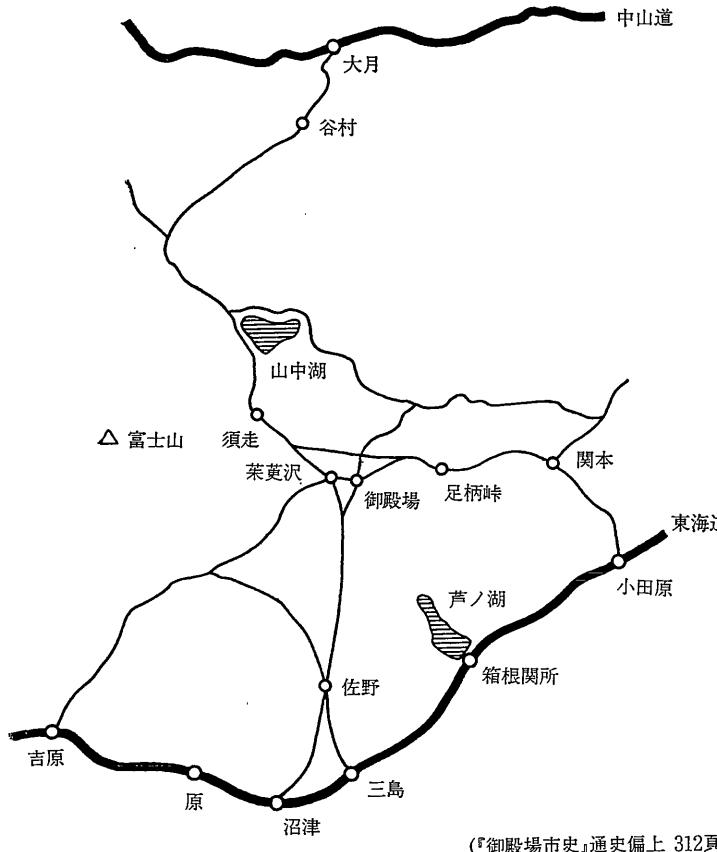
初代は、駿州沼津の旅宿伊勢屋善兵衛から小田原藩領駿東郡御厨郷（現御殿場市）での営業を勧められ、出店開設の地となる御厨で持参の椀を売り尽くすことができた。これが機縁となり、以後一四年間にわたって日野と御厨の間の行商に励み、享保三年六月、三四歳の時、御厨郷御殿場に伊勢屋徳兵衛所有地を借地して「柄行五間、張三間、勝手之間九尺に三間、庭にひさし」の店舗を創設し、商標袴、屋号を日野屋と称する初めての出店を開いた。御殿場店

である。屋敷地四畝二五歩は延享元年に文金(元文金貨)一五両で徳兵衛から貰い取っている。この時期の日野商人出店としては、延宝年間の常陸国真壁の酒醤油醸造の村井重助、同國下妻に酒醤油醸造の谷長右衛門、元禄年間に下総國銚子で呉服太物商の深井吉兵衛、元禄一六年駿河国の駿府で菓子製造の谷田庄兵衛、下野国茂木で酒醤油醸造の島崎泉治、同國足利で酒醸造の中森彦兵衛の出店に次ぐものであり、日野商人としては早期の出店開設に属している。⁽⁴⁾

初代が出店を創設した御殿場は、箱根関所の北方にあって、駿河の沼津・三嶋、相模の小田原、甲斐の郡内地方を結ぶ交通の要路に位置する、元和年間に開かれた宿町である。御殿場周辺に集中する街道は脇街道ではあるが、甲州への塩・五十物、相州・江戸への茶、甲州・駿州・相州を結ぶ木材等を運ぶ道であり、富士参詣の道者道、將軍家の献上品お茶壺の道でもあった。⁽⁵⁾ 寛永一〇年以降、宝永年間の一時期を除いて、小田原藩領として終始した御殿場の延宝六年の村高は一九八石五斗四升九合、反別は二三町二反八畝であり、近村四二カ村の村高の七割は二〇〇石以下であるから、小規模な村の多いこの地方の平均的規模の村であった。だが戸数は一一三戸を数え、村高六二九石の神山村の一九戸に次いで多い。この一一三戸のうち、本百姓は二六戸のみであり、八六戸は無田(無高)である。延宝八年・貞享三年の村明細帳によれば、御殿場村の農間余業は周辺村への行商と駄賃付けであり、その他の村々もそれに農間余業に従事している。⁽⁶⁾ 同村は諸商人と駄賃稼ぎの馬繼ぎ労働者の多く居住する貨幣経済に馴染んだ、この地方の経済活動の中心地であったのである。初代の選んだ拠点はまさに「三里四方米の飯を食うところ」であり、有効需要のある地域であったといえる。

宝暦六年の日野大火による居宅類焼により、それ以前の史料は得られないため初代の行商期の取扱商品と開店初期の営業種は分からぬが、宝暦八年以後の勘定帳に挙げられている商品名は、米、麦、大豆、小豆の穀類から茶、砂糖、素麺等の食料品、織綿、呉服太物から紙、瀬戸物、金物、蠟燭、人形に至る種々の日用品に及び、様々な需要に

御殿場地方街道要図



(『御殿場市史』通史偏上 312頁参照)

応える万屋的商法に徹して錙銖の利を積み重ねていったことが窺われる。寛保年間に兄九左衛門の倒産によつて人手に渡つた日野町大字大窪住出町の本家の居宅を賣い戻し、延享二年六一歳で家督を二代目兵右衛門に譲つて隠居した。没年は安永三年八月二十四日、九〇歳。

二代目兵右衛門は、一男三女の四人兄弟の長男として享保一〇年に生まれた。相続後、前述のように宝暦六年一二月一八日の日野をほとんど全焼した大火のため居宅は類焼の厄に遭つたが、数年のうちに再建し、御殿場の出店も徐々に敷地建物の拡張をはかつた。出店の繁盛は近隣民との摩擦を惹起するまでになり、宝暦一〇年には両者の間に次のような取り決めが交された。⁽⁷⁾

取替証文之事

一 此度我等商売ニ付、当村中と可及論所ニ、双方得心之上、只今迄致來り候売買之内

一 在方江せ□き 但し嶋白木綿小間物あら物等を荷致、在方江小売ニ廻る事

一 米大小豆穀物等俵ニ不足分、在方江出買取事

右式ヶ条、向後相止め可申候、為後日如件

宝暦十年庚辰二月日

日野屋 兵右衛門印

証人 德兵衛印
証人 長右衛門印

すなわち從来行つてきた日野屋の商売のうち、嶋白木綿・小間物・荒物を一まとめにして村々へ小売に出ることと、穀物の不足分を村々へ仕入買に回ることの二点を禁止条項として約定している。販売と仕入に関する規制であり、このことからも近在の商人にとって脅威的存在に成長したことがわかる。近世中期から商業的農業が奨励されるようにな

なつた結果、小田原藩領でも農業外の諸稼ぎによって得た現金収入で生活する「錢つかい」の農民が増え、商業活動に従事する農民が数多く現れ、小田原の城下町商人と市場を巡って争う状況が生じていたのであり、この文書は日野屋とこれら在郷商人の利害の対立を語っているのである。⁽⁸⁾

二代目は明和七年、沼津に印日野屋を新設して次男与兵衛に与えて分家させ、安永六年家督を三代目兵右衛門に譲り隠居した。その後享和二年春、日野商人の家訓として著名な一〇箇条からなる「慎」を制定し、文化二年一月十五日八一歳で没した。⁽⁹⁾

三代目は、三男四女の兄弟の長男として宝暦八年に出生した。家督相続後は積極經營を押し進め、二ヵ所の新店舗を開設した。すなわち、寛政一二年、名主平右衛門から酒株二四石を借り受け、御殿場に印日野屋酒造店を開いた。酒株借り受けの証文は次の通りである。

酒株証文之事

一 私所持之酒株高貳拾四石此度三拾年季ニ相讓申候

但し板藏三間半長サ八間壱ヶ所、酒株諸道具之儀者永代ニ壳渡申候

同新橋村鮎沢村壱ヶ所

同林之立木松杉檜取合右此度其元江壳渡申候、代金之儀者書面之貳百両之内ニ而相済申候

一 右之通此度其元江相讓申候處実証ニ御座候、則代金貳百両ニ相定、此内金百五拾八両也只今慥ニ請取申候、残金四拾貳両ハ無尽借用金有之候處、此度御引請被下貴殿より先様江來酉年より来子年迄四ヶ年之内御済可被成候、

以上

一 板藏并ニ酒桶諸道具之儀者永代ニ壳渡候得共、酒株之儀者三拾年季相過候ハダ御戻し可被成候、尤右年季三

拾年相過申候共、其元酒株御望ニ御座候節ハ一ヶ年ニ何程宛ニ其節相極メ年数之儀者幾年成共貸遣可申候、為後日如件

寛政十二年庚申年十二月

御殿場村

名主 平右衛門 印
親類 伊左衛門 印
近所 甚兵衛印
組内 伊兵衛印

当村 忠助殿

右の証文は御殿場村名主平右衛門が忠助と称していた三代目へ宛てたものである。内容は、二四石の酒株を三〇年季で貸与し、そのほか板蔵、酒道具類と鮎沢村の山林一箇所の立木は売却する。そのための代金は一〇〇両とし、内一五八両は即金、残金は平右衛門の借用した無尽の返済に充て、忠助の方で四年間のうちに支払う。年季明け後も、酒株の借用継続を望むならば一年当たりの借料を取り決めて何年でも応じるというものである。この時の酒株借請が以後、山中家の主業種となる酒造業の開始であった。この平右衛門の酒株と鮎沢村の山林を計五五両で買い取ったのは天保一一年八月である。⁽¹⁰⁾

もう一店も酒造店であり、文化九年相模国足柄郡関本村に同村伝蔵所持の酒株九九石と屋敷蔵諸道具を年季一五年、年当金三両の約定で借請け、関本田酒店と称した。この関本店は後述のように、御殿場出店の支配人達の經營する事業として三代目が認めたものである。しかし經營不振のため、文政二年九月に閉鎖し、相模国足柄下郡池上村（小田原市）に移転し、池上店と改めた。店名は日野屋吉之助、後に吉兵衛と改称した。

三代目は文化一四年御殿場出店創立百年祭に、冥加金五〇両を小田原藩へ上納して二人扶持を与えられた。この間、

三代目は文化四年五〇歳で中風を発病し、一時快方に向ったが文化一五年再発しながらも勘定帳の筆を採り続けた。

文政八年二月二日、六八歳で没した。

四代目兵右衛門は文化二年四月二二日に生まれ、幼名熊治郎、後に莊治、忠助と称した。三人の兄は夭逝したため、文政八年の父の死去により二〇歳で家督を相続したが、翌年御殿場本店が類焼する厄に遭った。天保七年、維持困難となった分家山中与兵衛の出店である伊豆国田方郡南条村の醤油醸造店を兵右衛門本家に引き取り、⁽¹⁾日野屋太三郎と号した。弘化三年南条村の困窮農民が⁽²⁾日野屋太三郎に対し、五〇〇両の借用を求めたため、紛争を生じ、役所が仲介に立って⁽³⁾日野屋太三郎側から五〇〇両を出金することで解決した。嘉永四年には、同じく分家山中与兵衛の沼津の町日野屋も維持困難となつたため、屋敷地、建物、器具を合わせて計一〇三四両二朱で本家へ引き取り、⁽¹⁾町日野屋という酒類販売店を開店した。

安政三年正月一六日、庚申寺焼と称する御殿場大火のため、再度御殿場本店が類焼したが、翌年新築落成した。この大火によって同じく類焼し困窮した村方は、安政四年御殿場本店に対し、小売を止め卸商にのみ専念することを要求してきたため紛議となり、小田原藩の斡旋により、三〇〇両を村方へ提供することで従来通り卸小売の販売を認められた。

この様に在店の村方との間で緊張関係を生じているが、他方において救恤にも気を配っている。天保七年の飢饉には、石門心学の心酔者である隣村竪新田村の小林平兵衛とともに困窮者への拠金・拠米を呼びかけ、周辺の村方を含めて施金、施米を行ったことによつて小田原藩から感状を受けている。⁽¹²⁾また一宮尊徳の報徳運動への寄付、貸付も行い、弘化四年一月の時点で報徳役所への貸付は一〇〇〇両に及んでいる。四代目は多病のため嘉永元年、五代目に

家督を譲って隠居し、明治元年一二月一一日、六三歳で没した。

五代目兵右衛門は天保三年六月一七日に生まれ、幼名正吉、中年には勝次郎、出店では忠助・良介を称した。嘉永元年一〇月、父四代目兵右衛門からの相続が近江水口藩によつて認められた時の申渡書は次の通りである。⁽¹³⁾

山中勝次郎

其方父兵右衛門義、元來多病ニ而家業行届兼候ニ付、此度家名其方江相譲り隠居致度旨願出候間、御聞届有之候、依而去る午年御領恩之儀難有奉存、為冥加獻金致候ニ付、寄特之義ニ付被思召、依之為御賞賜永々御米拾石づゝ被下置、苗字帶刀宗門家内共一本紙町役御買上被成ト候通、其儘其方江被仰付候間難有奉存、家名不損太切ニ相心得可申候、其方いまた若年之事故、何事も親類并支配人共江相談し、家業相励篤実ニ相続可致候

申十月

右記のようすに五代目兵右衛門は、水口藩から年々米一〇石を給され、苗字帶刀、一本紙を許された大店を僅か一六歳で相続することになった。經營の実権は支配人が握ることになった。幕末の世情不安は經營を直撃し、水口藩、小田原藩の御用金要求に加えて（小田原藩への御用金総計は文久三年七〇〇〇両を超えた。）御殿場出店への浪人の毎々の金子強請と乱暴狼藉のため、慶応四年二月には鉾店は小僧等を④店へ避難させ、店建物を取り払い、新たに小店を建て、四・五人で細々と逼塞した小売商売を余儀なくされた。④店の方も五・六畳敷の小家を建てて店とし、世情の回復を待つことを論議するまでに追い詰められたのである。こうした悲運のなか、五代目は明治二年七月七日に三七歳で没した。

四代目、五代目と相次いで亡くなつたため、五代目の跡を嗣いだのは、その五歳の息子、慶応元年一月二二日生まれの初代安太郎であった。安太郎は明治五年の戸籍編成に際し、山中本家を母「登和」に譲り、御殿場の鉾店の戸主

第1表 山中氏事蹟系図

初代兵右衛門	貞享 2 丑(1685)年—安永 3 午(1774)年 塗物師山中頼常三男、初名万吉 後に兵右衛門 法名玄春 宝永元年(1704)年20歳、姉婿谷田六郎右衛門から借用の梶 2 駄行商開始。 享保 3 年 6 月34歳、駿河国御殿場に卯日野屋店開設
二代兵右衛門	享保10巳(1725)年—文化 2 丑(1805)年 初名与三治郎、後に孝七 号光栄 法名祐元 明和 7 寅(1770)年沼津に卯日野屋創設し次男与兵衛を分家とする 享和 2 戊(1802)年家訓「慎」制定
三代兵右衛門	宝曆 8 寅(1758)年—文政 8 酉(1825)年 2 月 初名万吉 後に忠助 号光淨 法名祐心 寛政12申(1800)年御殿場に卯日野屋酒店を開設 文化 9 申(1812)年相州関本村に卯店の附店即酒造店新設(支配人經營) 文政 2 卯(1819)年 9 月関本店閉鎖、相州足柄下郡池上村(現小田原市)に卯日野屋吉之助酒造店を開く
四代兵右衛門	文化 2 丑(1805)年 4 月—明治元辰(1868)年 12 月 初名熊治郎、後に莊治、忠助 隠居後彦太郎 号は華友 法名祐淨 文政 9 戊(1826)年御殿場卯本店類焼 天保 7 申(1816)年 7 月、分家山中与兵衛出店の豆州田方郡南条村の 醤油釀造場を引受て卯日野屋太三郎店開設 嘉永元申(1848)年 12 月、分家山中与兵衛の沼津の卯日野屋を引取り 卯日野屋と改称し酒類販売業を開店 安政 3 辰(1856)年正月御殿場卯本店類焼、翌安政 4 年新築落成
五代兵右衛門	天保 3 辰(1832)年 6 月—明治 2 巳(1869)年 7 月 初名正吉、中年勝次郎、出店では忠助、良介 号奇石、正武、石樵 法名祐誓 嘉永元申(1848)年 3 月 15 日勝次郎相続名替届

幕末期近江商人の家政改革

初代安太郎 慶應元丑(1865)年1月22日—明治15(1882)年4月27日

5歳の時父に死別し明治2年本家家督相続、明治5年戸籍編成に際し本家を母に譲り、8月2日戸籍を御殿場に移し尅本店の戸主となる、明治15年(1882)年肺患のため沼津で没

二代安太郎 元治元子(1864)年5月12日—大正10(1921)年7月29日

蒲生郡朝日野村の鋳物師、安井權兵衛の次男に出生 号は文龍、祐光 法名祐現

明治16年4月20日山中家へ養嗣子入籍し、12月5日御殿場の安太郎の後を相続

明治19(1886)年3月11日四代兵右衛門姉と山中万兵衛の曾孫にあたる矢尾喜兵衛家の長女と婚姻

明治21(1888)年5月15日、山中家を相続

六代兵右衛門 明治25(1892)年7月17日—昭和54(1979)年11月14日

二代安太郎の次男

大正10年(1921)年11月24日家督相続し兵右衛門名を復活

昭和6(1931)年12月12日御殿場本店を開鎖し本店を沼津に移転、翌7年10月11日沼津市上土字上土町121番地に酒・味醂・焼酎・醤油等の醸造販売を主業とする1株100円資本金50万円の株式会社山中兵右衛門商店を設立

当代喬樹 株式会社山中兵右衛門商店の代表取締役社長。⁽¹⁴⁾

(山中喬樹編『株式会社山中兵右衛門商店260年史』より)

となつた。引き続き支配人が店を維持する体制が継続した。相続と同時に安太郎は、小田原藩から父親同様二一人扶持を下付され、幼少を理由に全額辞退したにもかかわらず聞き入れられないで、やむなく受諾した。明治三年一二月大蔵省負債掛へ差しだした小田原藩への貸付金は、総計九二五〇両に上っていた。一方、近江では新しい組織にも呼応し、通商司管轄下にあつて明治三年六月に成立した国產物輸出と金穀物貨の融通を目的とする日野通商社へは中井源三郎・門阪和太郎とともに三人で一〇〇〇両を拠出し、滋賀県庁の主導下で同五年五月大津に設立された窮民授産を主目的とする勧業社に二〇〇両を出金している。また明治四年七月には「清酒濁酒醤油鑑札取与并収税方法規則」が太政官布告として出されたことにより、酒株制度・造石制限の廃止・免許鑑札下付・新課税法・酒造取締法が制定され、營業税さえ納めれば誰でも酒造業を始められるようになり、酒造業の經營環境が一変した。酒税は財源に苦しむ明治政府によつて明治八年、一三年と各々二倍増に引き上げられ、酒造業者の倒産が相次ぎ、酒減税請願運動が惹起された。厳しい状況下に店務に就くようになった安太郎ではあるが、一向に熱意を示すことなく、明治一五年四月二七日肺患のため一八歳で亡くなつた。

七代目を嗣いだのは近江国蒲生郡朝日野村鑄物師の安井権兵衛次男の辰治郎である。元治元年五月一二日生まれの辰治郎は、明治一六年四月二〇日に山中家の養嗣子となり、御殿場の初代安太郎の跡を嗣いで二代目安太郎を襲名した。二〇年に養母の「登和」が死去したため、同二一年五月一五日付けで安太郎名のまま山中家を相続した。安太郎は、山中家の血縁を求めて五代目兵右衛門の父方の従姉妹にあたる「えん」の嫁ぎ先の、日野中在寺の五代目矢尾喜兵衛長女「つる」を娶つた。七代目は、明治二〇年代から三〇年代にかけて出店の改造、新築を実施し、四〇年に全出店の流動資本金を三〇万円と定めるなど、よく家運の挽回に努めた。この間、明治二六年日野綿布製織株式会社、日野製糸株式会社の創立に参加して役員となり、二九年には資本金二〇万円で株式会社日野銀行を開業して頭取に選

出されたが、これらの新規事業は永続しなかった。七代目は大正一〇年七月二九日に没した。八代目および当代についての行論は略す。

一一 山中家の経営

山中家の創業期の経営は、宝暦六年一二月一八日の日野大火によつて創業期の勘定帳が失われたため知ることができないが、宝暦七年～弘化三年にいたる連年の純資産（正味身代）の変化の状況は「勘定目録」によつて追うことができる。「勘定目録」は、「本家勘定再見帳」と称する御殿場命店の出店勘定に、日野本家の営業勘定を合算したものである。命店の出店勘定には、関東の⑩田⑪田各出店については命店からの各出店への出資金が記されているのみであり、これらの各出店勘定は別勘定となっている。いうなればこの勘定帳は、固定資産を簿外とし、資産を流動資産・流動負債として把握し、流動資産から流動負債を差し引いた命店と日野本家の純資産（運転資本）の動静記録であり、命店が山中家の関東出店の經營母体であったことを語っている。事実、御殿場店は命本店と称されるようになるのであり、⑫大⑬の三つの出店が揃つた天保七年以後においても、流動資産として計上された命店からのこれら三店への出資金は定額であり、その合計も一七〇〇両を超えていない。三つの出店勘定が別勘定として扱われたのは、危険分散のため個別決算を採つたことによるものであろう。

天保七年七月に醤油醸造業を分家から引き取り⑭店を開いた翌年の天保八年度の「勘定目録」を例示しておこう。

勘定計算は、いずれの年も次年正月に行われている。

天保八酉勘定

店有金[△]高一月九日改也

一 金千弐百弐拾四両弐分也

④店株金

一 金八百両也

⑤店土台金

一 金三百両也

同店元手金

一 金五百両也

⑥店引受金本家命ニテ相渡し候分

一 金千三拾八両弐分弐朱也

命店有物惣ゞ高

一 金三千弐百九拾八両三分壹朱也

同店錢代ゞ高

一 金百七拾八両三分弐朱也

同店当座資金ゞ高

一 金七拾壹両壹步也

同店米大豆代ゞ高

一 金千五百五拾両三分三朱

同店本家共拵方過不足指引ゞ

幕末期近江商人の家政改革

- 一 金千両百八拾両弐分也
店貸金惣べ高
- 一 金千九拾壹両壹分也
小田原御用金べ高
- 一 金千七百三拾両也
但シ例年之通三百両引テ
- 内
- 一 金千百両也 手代預リ給金引
引レ 金壹万九千九百六拾四両壹分弐朱也
- 日野有金
- 一 金九拾九両弐分三朱也
京大坂買置キ惣べ高
- 一 金三千五百六拾両弐朱也
綿勇殿ニ有
- 一 金千両拾九両弐分壹朱也
越政殿ニ有
- 一 金六百七拾両弐朱也
ミの忠殿ニあり

一 金武千三百五拾弐両壹分壹朱也
大庄殿ニわたニテあり

一 金百五拾弐両壹分貳朱也

小西九兵衛殿ニあり

一 金百三拾七両弐分貳朱也

本家貸金べ高

一 金四百弐拾両弐分貳朱也

木田武兵衛ニ取かへかし

一 金四拾三両三分也

油太株金

一 金四百五拾両也

水口御講かけ金

一 金百七拾七両壹分壹朱也

十壹口べ 金九千百九拾三両弐分也

内

一 金八百拾弐両貳朱 日集金引

一 金拾七両貳朱 同積金引

一 金百五拾両也 京参り大法事分當金引

三口也 金九百七拾九両壱分也引^レ

引^レ 金八千戔百拾四両壱分也

戔口也 金戔万百七拾八丂戔分戔朱也

此処ニテ金千七百拾丂三分戔朱也 出金なり

(後略)

戊正月勘定

酉年分

一月十七日改

勘定の前半部分は今本店の勘定である。有金、在庫、三出店への出資金、諸貸金等から奉公人給金の預かり分を負債として差し引き、一万一九六四丂一分二朱を算出している。後半部分は日野本家の勘定であり、有金と京阪地方の商人の手元に預けた在庫品と諸貸金からなる資産から、諸引当金を控除して八二一四丂一分を計出している。両店の合計二万一七八丂二分一朱がこの年の流動資産合計であり、前年の流動資産合計一万八四六七丂三分を差し引いた純資産の増加額一七一〇丂三分二朱を、「出金」として算定している。なお、日野本家では奥州・甲州の生糸や薬種をはじめとする長崎貿易による輸入品取引を京坂の仲買商との間で行ってきたが、この天保八年の日野勘定においても、「京坂買置キ」や綿勇（京都綿屋勇蔵）・ミの忠（京都美濃屋忠石衛門）・大庄（京都薬商大津屋庄兵衛）・小西九兵衛（京都薬商）といった文言に遊金による投資活動の一端を窺うことができる。⁽¹⁵⁾

第2表は「勘定目録」によって、今本店と日野本家の勘定、およびそれらを合計した純資産の推移を示したものである。純資産の動静をみると安永・天明期の停滞と、文化から弘化にかけての伸長が目立っている。安永・天明期の

第2表 店御勘定の推移

勘定年	金本店勘定 a	金本店払方 b	差引 C (a-b)	日野勘定 D	総計(C+D)
宝暦 7	2278.1.0	125.0.0	2153.1.0	—	2153.1.0
	8 2070.1.0	107.2.0	1962.3.0	358.1.0	2321.0.0
	9 2185.2.0	208.1.0	1977.1.0	526.0.0	2503.1.0
	10 2263.1.0	198.1.0	2065.0.0	551.0.0	2616.0.0
	11 2590.1.0	123.1.0	2467.0.0	318.0.0	2785.0.0
	12 2739.0.0	151.3.0	2587.1.0	521.3.0	3109.0.0
	13 2870.1.0	152.3.0	2717.2.0	735.3.0	3453.1.0
	明和 1	2907.0.0	75.1.0	2831.3.0	923.3.0
	2	3051.1.0	120.1.0	2931.0.0	1120.0.0
	3	3303.1.0	195.2.0	3107.3.0	1237.2.0
	4	3298.1.0	156.1.0	3142.0.0	1462.2.0
	5	3520.0.0	88.0.0	3432.0.0	1518.2.0
	6	3719.1.0	84.1.0	3635.0.0	1732.0.0
安永 1	7 3515.2.0	59.2.0	3456.0.0	1991.0.0	5447.0.0
	8 3414.0.0	64.0.0	3350.0.0	2356.2.0	5706.2.0
	1 3647.3.0	42.0.0	3605.3.0	2263.1.0	5869.0.0
	2 3799.1.0	108.0.0	3691.1.0	2401.1.0	6092.2.0
	3 3609.0.0	103.2.0	3505.2.0	2402.3.0	5908.1.0
	4 3735.3.0	128.0.0	3607.3.0	2386.3.0	5994.2.0
	5 3717.2.0	566.0.0	3151.2.0	2835.3.0	5987.1.0
	6 3482.3.0	577.1.0	2905.2.0	3070.0.0	5975.2.0
天明 1	7 3809.0.0	599.2.0	3209.2.0	2766.1.0	5975.3.0
	8 3785.3.2	616.0.0	3169.3.0	2687.2.2	5857.2.0
	9 3814.0.2	536.0.0	3278.0.2	2581.0.0	5859.0.2
	1 4124.2.0	631.3.0	3492.3.0	2413.1.0	5906.0.0
	2 4265.0.0	556.3.0	3708.1.0	2229.3.0	5938.0.0
	3 3563.3.0	550.2.0	3013.1.0	2769.2.0	5782.3.0
	4 3652.2.0	617.0.0	3035.2.0	2787.0.0	5822.2.0
	5 4467.1.0	552.1.0	3915.1.0	2115.0.0	6030.0.0
寛政 1	6 3312.1.0	528.2.2	2783.3.2	3143.0.0	5926.3.2
	7 3901.0.2	542.2.0	3388.2.0	2331.3.0	5720.1.0
	8 5290.1.0	1170.0.2	4120.0.2	1843.2.2	5963.3.0
	1 5178.0.0	963.3.0	4214.1.0	1991.2.0	6205.3.0
	2 5009.3.2	1217.2.2	3792.1.0	2414.1.2	6206.2.2
	3 5073.0.0	1235.3.0	3837.1.0	2850.3.0	6688.0.0
	4 5030.3.0	1476.0.0	3554.3.0	3154.2.2	6709.1.2

幕末期近江商人の家政改革

5	5855.2.0	1357.2.2	4497.3.2	2530.1.2	7028.1.0
6	5902.1.0	1260.0.0	4642.1.0	2454.0.2	7096.1.2
7	6320.1.0	1445.2.2	4874.2.2	2506.2.0	7381.0.2
8	6098.3.2	1334.3.2	4764.0.0	2566.1.0	7330.1.0
9	5265.3.0	1314.3.2	3950.3.2	3505.2.2	7456.2.0
10	5484.3.0	1354.0.0	4130.3.0	3487.3.2	7618.2.2
11	5855.0.2	1306.0.0	4549.0.2	3252.2.2	7801.3.0
12	5480.1.0	1331.2.0	4148.3.0	3909.2.2	8058.1.2
享和 1	5204.2.2	1413.2.0	3976.0.2	3959.0.2	7935.1.0
2	5031.1.2	1387.0.0	3644.1.2	4237.2.2	7882.0.0
3	5486.1.2	1351.3.0	4134.2.2	4033.0.0	8167.2.2
文化 1	5507.0.2	1498.2.0	4008.2.2	4432.3.0	8441.1.2
2	6076.3.0	1694.2.0	4382.1.0	4377.2.0	8759.3.0
3	5819.2.2	1605.3.2	4213.3.0	4957.2.2	9171.1.2
4	5922.1.0	1717.3.0	4204.2.0	5281.0.0	9485.2.0
5	6354.2.2	1880.1.0	4474.1.2	5209.0.2	9683.2.0
6	6272.3.2	1909.2.2	4363.1.0	5422.3.0	9786.0.0
7	6429.3.0	1874.2.0	4555.1.0	5386.2.2	9941.3.2
8	6373.3.2	1949.3.0	4424.0.2	5757.2.0	10181.2.2
9	6394.2.0	1499.2.0	4895.0.0	5480.2.0	10375.2.0
10	6439.1.0	1286.0.0	5153.1.0	5472.0.2	10625.1.2
11	7259.2.0	1358.0.2	5901.1.2	4884.3.2	10786.1.0
12	6958.3.2	1468.0.0	5490.3.2	5310.0.0	10800.3.2
13	7564.1.0	1587.3.2	5976.1.2	5143.0.0	11119.1.2
14	7339.0.0	1890.2.0	5448.0.2	6076.3.2	11525.1.2
文政 1	7693.2.0	861.0.2	6832.1.2	5818.1.0	12650.2.2
2	7408.3.0	860.0.2	6548.2.2	6322.1.2	12871.0.0
3	6427.3.2	557.3.2	5870.0.0	7455.3.0	13325.3.0
4	7012.0.2	794.1.0	6217.3.2	7135.2.2	13353.2.0
5	7921.2.2	642.0.2	7279.2.0	6309.0.0	13588.2.0
6	8038.3.2	546.3.0	7492.0.2	6484.1.2	13976.2.0
7	7830.3.0	379.3.2	7450.3.2	6834.1.0	14285.0.2
8	7805.1.0	207.1.0	7598.0.0	6962.1.3	14560.1.3
9	7291.0.0	425.3.2	6865.0.2	8094.2.1	14959.2.3
10	7487.3.3	546.3.2	6941.0.1	8699.1.2	15640.1.3
11	7912.1.0	316.3.0	7595.2.0	8485.2.1	16081.0.1
12	8026.2.2	380.3.0	7645.3.2	8817.0.0	16462.3.2
天保 1	9250.1.2	139.1.2	9111.0.0	7553.3.0	16664.3.0
2	9251.0.0	125.3.1	9125.0.1	8071.2.1	17196.2.2

3	9151.1.0	515.0.0	8636.1.0	7594.1.2	16230.2.2
4	9489.3.2	485.0.0	9004.3.2	7936.0.2	16941.0.0
5	10339.3.1	480.0.0	9859.3.1	7600.3.2	17460.2.3
6	11376.0.2	900.0.0	10476.0.2	7769.0.0	18245.0.2
7	11895.3.1	920.0.0	10975.3.1	7491.3.3	18467.3.0
8	13064.1.2	1100.0.0	11964.1.2	8214.1.0	20178.2.2
9	16812.2.0	950.0.0	15862.2.0	5679.0.3	21541.2.3
10	16722.0.0	980.0.0	15742.0.0	5750.2.1	21492.2.1
11	19970.0.2	950.0.0	19020.0.2	4425.1.2	23445.2.0
12	21054.1.0	1000.0.0	20054.1.0	4534.1.2	24588.2.2
13	20544.2.1	800.0.0	19744.2.1	4955.0.2	24699.2.3
14	22124.0.3	600.0.0	21524.0.3	2991.2.3	24515.3.2
弘化 1	21629.3.0	650.0.0	20979.3.0	4501.3.1	25481.2.1
2	23928.3.0	750.0.0	23178.3.0	3870.0.3	27048.3.3
3	24854.0.0	860.0.0	23994.0.0	3218.2.3	27212.2.2

「勘定目録」より作成。

純資産停滞の印象は、弁本店と日野の両方の勘定停滞によるものであるが、文化以降の伸長を支えたものは文化・文政期における日野勘定の伸びであり、天保期以降の伸びは日野勘定の減少を補つてあまりある弁本店勘定の飛躍的増加によるものである。いま、純資産の停滞・伸長期の原因を経営分析に立ち入って考察する余裕はないので、ここでは家政改革との関連から、天保期以降の純資産の伸びに果した役割において、出店の弁本店と日野本家とは正反対の立場にあったことを指摘するにとどめておこう。

関東出店の経営母体であった御殿場の弁本店は、多種類の商品を扱う万屋的営業に従事していたことは前述したが、天保改革の一環として出された強制的物価下げる布令に対応して小田原藩へ提出した「御趣意直下ヶ扣」によって、取扱商品、仕入先、口銭、売値を知ることができる。第3表は領主への申告という資料的制約は避けられないものの、一応の目安としてこの扣を作表したものである。

衣類のうち吳服類は、「仕舞切」として種類や仕入先の記述は省かれている。太物類では棧留・真岡・染木綿・晒木綿・白木綿類から足袋・小倉帶地、手拭地、股引、脚絆、腹掛にいたる幅広い

第3表 天保改革時の取扱商品

仕 入 品	備考(仕入先・口銭・壳値)
呉服類	—
太物類	—
棊留類	仕入先 濃州竹ノ鼻浅井庄治郎 名古屋美濃屋勘七 口銭 7分
真岡両面染	仕入先 下総国宝珠花糀上 鉄具屋仁兵衛 口銭 7分
染木綿裏地袖口	仕入先 大坂 抜木屋藤兵衛 布屋市郎兵衛
さらし木綿	口銭 1割
絞り類	—
さら更染	—
手拭地類	—
信州手拭地	仕入先 諏訪 堺屋加十郎 口銭 4分
白木綿類	仕入先 浜松 油屋藤助 口銭 5分
足袋類	仕入先 大坂・遠州 方々にあり 口銭 8分
股引脚絆腹掛類	仕入先 甲府川口屋兵左衛門 口銭 8分
小倉帶地類	仕入先 江戸・信州 方々にあり 口銭 8分
切元結	壳値 丈ヶ 1尺 8寸 45本入 24文→18文
赤白水引	壳値 35入36文→30文
練り油類	仕入江戸 伊勢屋久兵衛 壳値 金性香16文→14文 山吹半丸19文→17文、 初かむり24文→22文、 下村油50文→40文、 半床油50文→42文、 はかね透30文→26文
信州椀類	壳値 赤四勺椀 十人前 1×350文→1×200文 巻人壳124文、 同平斗壳值 十人前 1×250文→1×100文 巻人前 116文、 箱入椀類不残 1割值下ヶ、 吸物椀類1割5分值下
青苧	全1両=付3×200匁→3×500匁、 錢100文=付45匁→50匁
恩地麻上々	金1両=付1×600匁→1×700匁、 錢100文=付22匁→23匁 1勺壳8文
疊糸	金1両=付1×350匁→1×400匁、 錢100文=付18匁→20匁
紀州蠟燭類	壳值 2匁掛1箱 200丁入12匁→11匁2分 巻丁壳6文、 四匁掛100丁入10匁8分→9匁8分 巻丁壳11文、 5匁掛80丁入10匁8分→9匁8分、 巻丁壳14文
府中極上物二重軒傘	壳值 364文→350文、 小傘250文→232文
莖類	壳值 掛か~112文→94文、 耳組138文→120文
久野表莖	壳值 片目10反=付19匁5分→17匁8分
浜名表	壳值 片目10反=付20匁→18匁2分、 諸目10反=付40匁→36匁8分

琉球表類	1割方値下ヶ
砥石之類	1割方値下ヶ
貝杓子	壳值 8文→6文
線香	壳值 220入11文→9文
水杓	—
椎茸	金1両=付1×400匁→1×500匁、錢100文=付18匁→20匁
氷蒟蒻	壳值 上々40枚1巴 76文→68文
青板昆布	壳值 大幅1反 8文→7文、中幅1反 7反→6文
青切昆布	本松葉極上錢100文=付120匁→130匁
御前ひじき	錢100文=付110匁→120匁
干瓢	—
鉄類	金1両=付6×100匁→6×300匁
鉢	千草極上々金1両=付5×500匁、千草上々金1両=付6×匁 (不变)
竿鉛	金1両=付2×200匁→2×800匁、はし壳2×600匁、錢100文=付36匁壳
針銅極上七八分	壳值 1×匁=付37匁→35匁8分、錢100文=付22匁壳
針類	壳值 はめ釘80入1把42文→36文、式寸釘40本入1把
紙類	30文→24文、板敷三寸40本入42文→36文、大三寸100本=付132文→112文、四寸釘100本=付250文→212文、大釘類錢100文=付40匁→45匁 壳值 地半紙上1帳24文→22文 中1帳22文→20文 並1帳20文→18文、石州半紙並 1帳=付40文→35文、大淵半紙極上1帳=付60文→53文、岩城かへ極上切なし 7分→6分5厘、中八寸2匁8分→2匁5分 10反60文壳、西ノ内2匁8分→2匁5分 10反70文壳
箱物塗物類	1割5分値下ヶ
小間物類	3割値下ヶ
尾州瀬戸物類	壳值 摺鉢 大1ツ 判1勺132文→108文 間1ツ100文→80文中1ツ64文→52文、両五合片口1ツ45文→36文、両壺升片口1ツ108文→84文、白五合壺1ツ45文→35文、白壺升壺1ツ64文→50文、赤壺升壺1ツ90文→72文、赤式升壺1ツ164文→132文、赤三升壺1ツ224文→184文
同新せい物	—
筑前瀬戸物	—

注 1. 一は記載なし、→印の前後は値下前の壳值と値下後の壳值を示す。

2. 『天保十三年寅五月吉日「小田原表書上下書なり」』より作成。

庶民衣料を対象とし、これらの商品には口銭を記していることからして卸売であったと考えられる。苧、麻、疊糸等も扱っている。その他では、元結・油・線香・蠟燭等の小間物類、椀・箱物・塗物類、傘・塵・表・砥石・貝杓子・水杓等の荒物類、椎茸・氷蒟蒻・昆布・ひじき・干瓢等の干物類、針・鉢・釘・鉛等の金属類、紙類、瀬戸物類である。衣料品以外の商品は単位当たりの売値が微細に挙げられているので、小売中心であったと思われる。さほど利幅の大きくない細々とした日常生活に欠かすことのできない日用品も丹念に取り扱い、小売商人、消費者を問わず訪れる購買者に利便を提供することによって、地道に蓄積を図っている様が商品構成からも窺うことができる。

家政取極之控（包紙表書「嘉永二酉年 本家家政儀状書」）

一 本店奉公人之事、子供より仕立可申事、中年者者外店江下シ可申事

尤人躰相改善惡吟味之要

一 登り下り之儀者店中一統之要

下り登り路用定

五拾才迄

金三分ツ、

五拾才より六拾才迄

金七兩四分ツ、

六拾才より七拾才迄

金七兩四分ツ、

尤川支之儀者日に三匁ツ、たし、御主人様より被下候事、道中ニテ茂店ニても病氣之儀者御助合之事

初下り登り七ヶ年目

土産物相應ニ被下候事、又御祝儀參宮金茂被下候事

二度目登り出入六ヶ年目

土産物手前持、御祝儀彼下候更

三度目登り出入五ヶ年目

祝儀なし

右之通り相定メ、四度目より出入四ヶ年又者三ヶ年、店都合次第取計可申更、尤病氣又者親之病氣ホ煩ひニヨリ都合可有之事

一 仕着之儀者、店ニテ夫々見計相談之上遣し可申、拾八年目ヨリ止メテ給金ニテ相増し可申更

一 年季之儀者、年に不拘式拾才造相勤メ、夫より給金ニ而追々ニ働キ次第相増し可申更

一 新宅宿入之儀者、支配人脇ニ茂相成不申候而者、出来不申候更

一 尤親之跡取り無拠儀者、其都合ニ隨ひ取計可申更

一 京大坂仕入用ニ登り候儀者、誰成り共都合次第一ヶ月之勤メ方ニ入候更、京大坂泊り店持道中、京大坂小遣イ金毫分ツ、被下候更

月 四拾目

〃 五拾目

〃 六拾目

〃 八拾目

本店支配人之儀者四拾才余に相成不申候而者出来不申事

右之通り本店奉公人相定メ可申更

外店之捷書之控

一 下り登り者儀本店同寅之寅

初登り七ヶ年目 本店同事

二度目六ヶ年目 同断

三度目五ヶ年目

同断

一年季勤メ之儀者本店同事式拾才限り之寅、又十四五才ニテ下り候ハゞ直ニ給金ニ相定メ、金武兩々三兩迄に致置キ、支配人ニテ世話致衣る以拵工遣し可申寅、追々働キ次第給金相増し可申寅、十七八才より老人リ歩行之者打附金三兩式分ツ、遣し可申事、働キ次第年々其店之支配人より本店へ相談之上ニテ増減可有之事

月 三拾目

〃 四拾目

〃 五拾目

〃 六拾目

〃 八拾目

右之通り相定メ候上者、年季之内年給金之内者登り其内ニあり、月極ト相成候ハゞ本家へ着日より又出立之日追日割勘定ニ急度可致寅

一 金三拾両也 家代金ニ遣ス

一 金拾両也 諸道具代ニ遣ス

一 金五拾両也 土蔵代ニ遣ス

右之通銘々出世之上者被下候吏、又老年迄首尾能相勤メ店引取り候共、年々御心附可有之候吏

一 年始暑寒御見舞ホ之儀ハ、本家江急度相勤メ可申吏

この定書でも、小田原の命店を本店と呼び、その他の出店を外店として、両者を弁別して記述している。先ず本店奉公人定を要約すると次の通りである。本店の奉公人は子供から採用育成することを原則とし、中年者を採用した場合は命本店以外の他の出店へ派遣する。日野と関東の間の登り下りの旅費は、皆一樣であるが、とくに五〇歳から七〇歳までは配慮して三段階に分ける。初登りは七年目とし、土産・祝儀・伊勢参宮金を支給し、一度登りは更に六年後で土産代は自己負担であるが祝儀は支給、三度登りは五年後とし、この時は祝儀もない。その後の登りは店の都合により三ヶ月四年間隔とする。仕着施は見計らい支給とし、一八年目からは自己説明。奉公の年季は年令に限らず一〇歳までとし、それ以後の給金は働き次第である。別家は「支配人脇」の職階にまで上らなければ出来ないが、事情により認めることがある。京阪地方への仕入に赴いた場合は、誰でも一ヶ月の出張と見なす。その際の小遣も支給する。本店支配人は四〇歳位にならなければ就任できない。

外店の登り下り制度は本店同様であり、年季奉公も本店同様二〇歳までとし、一四、五歳で外店へ入った場合、外店の支配人は直ちに仕着施と一、三両の給金を支給し、その後の増減給は本店支配人と相談して決める。出世して別家する場合は家代金三〇両、家具道具代一〇両、土蔵代五〇両の計九〇両を支給し、奉公を全うして無事退店した場合は、年金様の心付けが与えられる。日野本家への折々の御機嫌うかがいは怠りなく勤めることと定められている。⁽¹⁶⁾ このように山中家の奉公人制度も、一般の近江商人の場合と同様に、同国人を幼年時に採用し、数度の国元への登りをつみ重ねながら職制の階梯を上っていくことを基本としていた。

また日野商人の職階は一般に後見、支配人、支配脇、廻り役、店番、小僧からなるといわれている。⁽¹⁷⁾ 山中家の職階

全体はこの定書では不明であるが、他の文書を突き合わせると、幹部店員については、後見、支配人、支配人脇からなつていて、ほぼ一般的な日野商人の職階と同様であったと考えてよい。

三 家政改革の推移

文化四年一〇月に五〇歳で瘤を発病した三代目は、療養に努めたが文化一五年二月再発病した。その後も勘定帳の筆を文政五年まで取り続けなければならなかつたのは、三人の男子が夭折し、四代目となる四男が幼年であつたためである。三代目が六八歳で亡くなつたとき、四代目はやつと一一歳に達したにすぎなかつた。以後、山中家当主の家督相続は三代にわたつて齟齬をきたすのである。直接的には、この当主の世代交代の蹉跌が山中家の家政改革を呼び起こすことになる。

十分な訓練と経験を積む時間の余裕のないまま、純資産一万四〇〇〇両余の身代を継承することになつた若年の四代目は、家業に身を入れなかつた。相続して間もない文政一二年九月、店支配人を始めとする奉公人一同から次のように厳しい弾劾を受けることになつた。⁽¹⁸⁾

乍恐奉申上候

今般、御親類衆中并ニ御母公様々書面倒來致承知仕候処、尊君様御儀、是追商壳筋何角之儀被為仰上候得共、一切御聞入も無之おもむき、御家御相続も無覚速、店々中一統心配仕居候所、其上以之外御身持仍御不辱ニ、右之衆中々御利害も御座候趣、惣助惣兵衛々も申参り候処、右衆中々被仰候通り、御承知御取用ひ被下候ハ、店々一統安心仕候、其儀御不承知ニ候ハハ、店々中一統連印之通、尊君ニ遣ひ候事不安心ニ御座候間、一統無余儀御暇申請度所存ニ御座候間、右御願之通御承知被成下度奉願上候
以上

命店

太兵衛
爪印

嘉七
爪印

庄兵衛
爪印

藤兵衛
爪印

嘉兵衛
爪印

店奉公人中

①店奉公人中

惣代
仁兵衛
印

②店奉公人中

惣代
仁助
印

山中庄治様

上

右は、爪印を押して記名した出店の支配人を始めとする奉公人一同から、山中庄治こと四代目宛の要望書である。

内容は、日野の親類や母親からの書簡によって当主が一向に家業に精励しないので案じていたところ、その上に家の利害に関わる不埒の身持ちのことも、日野本家の支配人惣助・惣兵衛からもたらされた。かくなる上は、周囲の忠言を聞き入れて改心してもらうならば店一同の者も安堵するが、聞き入れられないときは奉公を続けることはもはや出来ないので、店一統の者全員退店の覚悟である。よって要望を受け入れてもらいたいというものである。この文書か

ら、奉公人の全員退店という穩やからざる過激な構えを取らせるにいたつた、四代目の行状がいかなるものであつたかは窺い得ないが、この一件は四代目が全面的に要求を受け入れ、次のような「矩定書」を作成して決着した。

矩 定 書

一 当家御相続貴殿是辻之振合ニ而者、行末家難相建候ニ附、此度親類支配人打ち寄相談之上、相続方入訣御咄し申入候處、逐一御承知被成候間、ケ条書左之通

一 第一先祖より之提、急度相守可被成候

一 親孝心大切之事

一 出店一統商売筋其外諸方懸引、是辻一向相構ひ不被成候、此後者相改自身引請、以考弁を家内相談之上取計ひ、諸帳面取調諸方文通之掛引、其余得意大切之事

一 世間表向之義利祝儀、且者親類中睦敷茶屋遊示、決而相成申間數事

一 奉公人善惡、以憐愍見定大切之事

右五ヶ条之通、急度相守被成候上者、年々兩度出店江下向可被成候、矩定書依而如件

親類中

支配人中

丑九月

文政十二年

右ヶ条之通、急度相守可申候、若相勤不申候節ハ何時ニ不限、一統之差圖通り相斗ひ被成、其第一言之申分ケ無之候、為念如件

すなわち四代目が受諾した、親類と支配人の協議によつて家業存続のために作成した五箇条を「矩定書」としてまとめ、万一破約の場合の処置を一任する旨の四代目自身の文言を加筆している。内容は、家法を守り、孝心を心がけ、道楽を謹んで世間や親類との円滑な交際に努め、家業への精進と精勤に専心し、奉公人の評価も慈心をもつて行い、年二回の出店下向を実行することからなつていて、いずれも大店の当主としての基本的な心構えである。

要求を全面的に受け入れた当主が、家業に精励したかどうかを直接示す史料は無い。ここではさしあたり、純資産の増減からみると、本家に關わる日野勘定は天保～弘化期を通じて八〇〇両台から三千両台へと急減し、同期間に出店の命店勘定は九〇〇両台から二万三千両台へ急増していることを指摘しておきたい。

山中家の家政改革が再び俎上に上るのは、弘化二年九月から嘉永元年九月にかけてである。この時の改革の直接のきっかけは「今般徒 御上様家政向難有蒙仰候ニ付、先代仕法之通乃事相改、猶又此度其余相定候ケ条左之通」とあるように、小田原藩主の勅諭によるものであった。^[19]取り決められた全容は、「永統家政之事」の中に次のように盛り込まれている。

永統家政之事

- 一 御地頭様御用向、并世間諸親類礼節主人持、尤無拠差支之節者支配人承大切ニ相勤可申事
- 一 主人出店下向之儀、多病ニ付勝手次第之事
- 一 本家勝手向一切取締、并買置物油店とも支配人懸り
- 一 本家勘定之節、後見立曾可申事
- 一 奉公人在所より附届并若もの上下之節、是迄通本家ニ而取扱可申事

一 小田原様御用向、并世間礼節御得意様方大切に可致事

一 店々仕入、是迄本家取斗之分も此度相改、店懸り之事

一 年々店卸勘定之節、勝次郎并後見立會、相改可申事

一 本家賄金之儀、定通年々本店より相登し可申事

一 奉公人勤方善惡之吟味、并給金亦後見江相談之上、取斗ひ可申事

右五ヶ条本店懸り

万 一 壱ヶ条ニ而もなたれニ可相成儀も有之節者、一同申談事、急度相改可申候、以上

弘化二乙巳年

九月

当役相改

本家支配人

治三郎

小田原様御用懸

庄兵衛

本店支配人

藤兵衛

惣店取締

惣兵衛

嘉七

右

これは日野を本家、命店を本店として区別し、両店の役割関係を改定したものである。前半の五カ条は、日野本家に関する事である。領主・世間・親類等との対外交際は当主の役割とし、やむを得ない場合は本家支配人も分担する。当主の出店下向は、多病のため随意とする。本家の家政、及び本家管轄下にあつたと思われる油店は本家支配人の担当とする。本家勘定は後見の立会のもとに行う。奉公人の親元や在所との折衝は、これまで通り本家の取扱事項とする。後半の命本店に関する五カ条では、小田原藩の御用や世間、得意先を大切にすること。各出店の仕入は、これまで本家の取り扱ってきた分は各出店に吸収するように改める。年々の店卸勘定は四代目当主の子息で、後に五代目兵右衛門となる勝次郎と後見の立会のもとに行う。本家の家計費は年々本店から送金する。奉公人の勤務や給与等の人事管理は、後見と相談の上で取り計らう。この一〇カ条を親類立会のもとで定めた以上、主人はじめ奉公人一同は遵守し、家業に精励しなければならないと説いている。この「永続家政之事」の署名は、本家支配人治三郎、小田原様御用係庄兵衛、本店支配人藤兵衛、惣店取締惣兵衛・嘉七、後見山中万兵衛の六人である。今回の家政改革は当主自身、「私儀、身持堕弱ニ而家事向不取締」のことが小田原藩主の耳に入り、その督促を受けて支配人等とも相談の上で実行したものであるといい、山中万兵衛を後見に定め、自分も「急度相憲家業出精可仕候」と村役人を通じて「乍恐書付を以申上候」を藩当局へ提出している。⁽²⁰⁾

当主は病弱のため、年二度の出店下向もままならず、五代目は命本店の店卸勘定立ち会うといつても、当時はまだ一歳にすぎない。したがって当主側はもはや営業を牽引していく立場にはないのであり、改革自体とその後の家政

・営業を主導したのは、支配人を勤めるような幹部店員達であり、それを背後から見守ったのは、親類代表格の四代目の姉婿で、後見を勤めることになった山中万兵衛であつた。事実四代目は多病を理由に、嘉永元年三月一五日には隠居届を出し、わが子とはいえ未だ一五歳の勝次郎と称した五代目を後継者としたのであり⁽²¹⁾、ここに山中家の家業の所有権と経営権は、事実上分離することになったのである。四代目の隠居に際し、隠宅と本家の生計の区分について、年間の隠居賄料一〇〇両、本家賄金一〇〇両、次男用意積金五〇両をはじめ、細部にわたる取極が、支配人・山中万兵衛他親類一同の名前で嘉永元年九月に「儀状書之事」として作成された。そして翌年二月、前掲の奉公人規定書ともいべき「家政取極之控」が作成されたのである。

その後の山中家では、隠居して彦太郎を称した四代目が、五代目の度重なる不行跡に悩まされ、ついに水口藩へ文久二年一〇月に「口上書」を差し出し、「乍恐蒙御憐助家督者當兵右衛門を相除き、親族手代共相談之上、憤共之内ニ而相続為致度候」と、五代目の廢嫡を願い出る事態となり、また後見の山中万兵衛とも対立するなどの内紛を生じるにいたつた。この時の騒動は、五代目が「奉差上決心一札之事」なる改心誓約書を書き、文久二年一二月に五代目兵右衛門、隠居彦太郎、後見万兵衛と手代縦代嘉兵衛の連名による、次のような家督相続の仕法が取り決められて收められた。

相続方仕法書

今般家事向不取締ニ付、親類一同御苦勞御相談之上、向後納り方ケ条左之通り

- 一 兵右衛門儀、多病ニ付暫出養生之事
- 但シ病中入用金之儀者、追々相談之上取斗可申候
- 一 御上様御用向并世間用、代人ヲ以相勤可申事

一本宅手代、先代之振合ヲ以老分嘉兵衛与相定、諸事彦太郎江相談之上取斗可申、尤久治郎儀者、出店方ニ江

精励勵為致可申事

一 出店之儀者、是迄通り手代任之事

一 万兵衛儀、及老年ニ候間追々代り人ヲ見立、後見相定可申事

右ヶ条之通り急度相守、心得違無之様相続方大切ニ、一同出精可仕候以上

文久二壬戌年

十二月

山中兵右衛門

同 彦太郎

同 万兵衛

手代宗代

嘉兵衛

親類御衆中

すなわち、五代目兵右衛門は多病のため暫く養生に出ること、領主の御用や世間の用向きは代人を立て、本家の手代は老分嘉兵衛が隠居の彦太郎と計りながら勤め、いままでの本家手代の久次郎は出店勤めとする、出店経営は從来通り手代に委任せし、後見の万兵衛は老年のためいずれ後任を決るという内容である。

しかしこの和談は一時的な処方であり、慶応二年、再び日野と出店の幹部店員協議による、国元賄金の改革案呈示による父子不和の仲裁を必要とした。慶応二年の「本家賄方改革主人江口上書写」の包紙には、「慶応二丙寅六月十九日出立@茂助@重兵衛下り候上、國本賄金入用改革取極口書、店々重立申候者談事之上、右両人衆七月一日出立談

事ニ持登り候下書」と表記され、日野本家へ出向いていた④店の茂助と⑤店の重兵衛が出店へ下り、本家の生計費改革について出店の幹部店員の間で協議し、主人側と交渉のため両人が再度日野へ赴いた時携帯した口上書の写であることがわかる。

口 上 書

一 今般因重兵衛①茂助殿兩人下り當着之上、御表成行被仰聞候委細承り申候、當時節柄御親子様御不和合ニ而御暮被為遊候而、毎度御親類衆中様江御願御苦勞ニ預り候段恐入申候、別而 御上様ニ茂御変革ニ付種々御苦勞被為有申候折柄ニ付、御家内御不和合拵ニ而御親類衆中様江御苦勞相懸ケ被遊候而者、御格式之御身分与致、其辺御弁江無御座候而者、対御領主様江恐多御時節ニ付、何卒御本家様始メ御隠宅様并御兄弟衆中様御銘々様、御互ニ廉々者御堪忍専ニ仁義之道ヲ平性御心懸、御暮被為遊候得者、自然与御家内衆中様始メ、御親類衆中様方世間向迄茂御和合睦敷相運可申候間、是迄之儀者手代共不行届キ御免シ被成下度、幾重ニ茂奉願上候、向後之處何卒御心服る堪忍専一、殊ニ当御時節柄御公儀様御領主御苦勞ヲ奉恐入被為遊、仁義五常之道ヲ堅ク御心懸、御孝服之程吳々奉願上候、左候へ者御親類衆中様江御苦勞御懸ケ不被遊、第一ニハ世間江外聞ニ茂相成不申、此處能々得度御銘々様ニ御和合納り方日毎ニ御心懸肝要ニ乍恐奉存候、就而者当店々之義、近來諸国一統与者乍申、別而御厨郷中、去ル子年より当寅年迄打続違作、其上往古る無之米穀大高値ニ相成、必至窮村々難渢人ホ多、夫故不人氣相揃、当村近郷ニ至迄大家向小前末々迄惡鬼之時節ニ相成、店々向者休同様不景氣成事ハ前代未聞、是迄貸方ホ之儀ハ得濟同様之諸人心持ニ而皆無ニ相成、殊ニ本店之儀者土地不相應ニ面向斗能相聞、諸方々難題無心筋木斗申来リ、迄茂店々渡世相続難出来手代共心痛寵有、右之段昨冬より当春今日迄、当地変事成行數度出状毎々御願申上候得ハ、當時御本家手代中より御主人様江書状毎々御取次も不被致哉ニ粗承り、

店々手代共當時節柄之心配筋茂、一向心寒ニ承知茂不被成下候哉、此度下り兩人之者江趣意廉目茂不被仰聞、
迎茂当店々之儀者此姿ニ而者御相続難相成、依而店々成行下り兩人之者見聞之上、立帰り差為登申候間、着之
上御地成行者前文ニ御承知被為成下、御大切之御稼場当地成行得度御聞取可被成下候、只今る御国元御暮方之
儀、質素無御費御始末僨約ホ専一ホ御心頭ニ被成下懸候者、五ヶ年之處者拾ヶ年持答可申、迎も此両三ヶ年之
様成為登金御入用ニ而者、忽破滅ニ及可申、其場ニ至り手代共辻路頭ニ迷、其上御主人様江御申訳も難相立、
此儘ニ而者自然与日每衰微之基ホ店々一同嘆ケ敷奉存候間、此処ニ而一限、御国元御暮方切替御趣法御建不被
成下候而者、細々茂店々相続難相成、依而左之通願之趣御承知於不被成下候而者、手代共譬浪々之身分ニ相成
候共無是非、御大切之御店々御世話行届不申候間、何卒願之通後日無御違變御規定書此度登り之者江御取究之
上、下り之節為持御下し可被成下候様御承知奉願上候（後略）

前段では本家、隠宅、兄弟間の一家和合の肝要なことを説き、これまでの相互の不和は自分達奉公人の至らなさに
免じて水に流し、和解するよう勧告している。中段では出店を取り廻む厳しい社会状況を述べ、このところの連年の
不作と米価高騰による不景氣と人心の荒廃のため、貸付金の回収の見込みは立たず、なかでも本店は外面向的な店構え
の大きさから各方面から無心の難題を持ちかけられ、奉公人一同心痛していると店の窮状を披瀝している。さらに転
じて、これらの出店の状況を認めた本家主人宛の度々の書簡に対して、また此度の出店へ立ち帰る茂助・重兵衛の両
人に対する指示にしても、主人の側から誠実な対応の無つたことを率直に指摘し、家の存続自体への強い危機感を表
明している。後段では、改革案を再度本家へ持ち登る兩人から出店の窮状説明を聞き取りの上、国元の賄費用も僨約
専一に改めることを承知してもらうよう訴えている。過去三年間の様な多くの金額を賄金に要求されたら出店は破滅
し、自分達奉公人は路頭に迷い、主人に対しても申し訳が立たないので、この「口上書」を了解の上、国元暮し方の

改革を取り決め、その規定書を兩人へ持参させ、出店へ送ることを要望している。

奉公人としての眞情のこもった「口上書」の差出入に名を連ねてているのは、町店喜兵衛、^④店喜助、^⑤店重兵衛、^⑥店茂助・佐助、^⑦店儀助・久次郎・喜兵衛の全出店の幹部店員八名であり、宛名は隠宅主人、本家主人、本家金次郎の三名である。⁽²²⁾改革を迫った店員の側には、「国元賄金の具体的な金額について「右之通り御賄為登金高之処、大体店方ニテ員数奉申上度候得共、余り手代共々差図ケ間敷義茂恐入申候」と、一応遠慮の体をとりながらも、「国本賄金心当テ」として次のように金額と使途の内訳を挙げている。

一 金六百両也

御本家老ヶ年賄分

但シ御領主様頼母子掛金

賄金共別ニ相除ケ

其外小頼母子賄金之内ニ而出金

御隠居分賄金

但シ薪木香物味噌者

飯米武拾五表

本家分御用ひ可被遊候其余残す

賄金者御隠居持

金次郎年間

小遣ひ衣類道具身之廻り

不賄残金之内ニ而持

一 金武拾兩也

右口々半金者毎年五月十月兩度ニ為登差可申候、外ニ金式百兩者兩度ニ奉公人渡シ金ニ本家江為登置可申候、以

上

すなわち年間の賄金は、本家六〇〇両、隠宅は一〇〇両と飯米二五俵、本家主人の弟金次郎は計七〇両とする案であつた。

むすびにかえて——家業存続の要因

文政一二年以来、数度にわたって山中家の家政改革は繰り返されてきた。山中家にとって「御大切之御稼場」である御殿場の^④両店を逼塞的状態に追い込んだ動乱期特有の治安混乱に加えて、慶応四年、明治二年、同一五年と短期間に本家主人の死去が重なったにもかかわらず、山中家が幕末維新时期の動乱を乗り越えて家業を維持存続できた要因を、内部要因に限定して考察し、結びにかえよう。

これまで見てきた毎々の家政改革は、奉公人、とくに支配人を勤めるような出店の幹部店員の主導のもとに行われてきたということができる。家政改革における支配人の発言力の背景に三つの要因を挙げることができる。一つは、家督相続が円滑に行われたかどうかという主家の側の要因である。山中家の初代から三代までは健康に恵まれ長寿であったので、当主は十分に経営の衝に当ることができた。四代目から六代目にいたると健康に恵まれなかつたり、比較的短命であったため職責を全うする責任と意欲を欠いた当主が続き、その分だけ経営の支配人への委任が強まるところになつた。

そのような主家の経営能力の弱体化に対して、支配人側には自分達の経営能力に対する自信があり、そのことが彼らに主導権を發揮させた第一の要因である。その自信は、第2表に表れているように、出店支配人が主管していた弁

本店の純資産勘定では、天保期には九一一二両から一万一五二四両へと急増し、反対に主家のある日野店の資産勘定は七五五三両から二九九一両に急減しているという経営結果の比較からも来ることは容易に指摘できよう。

第三の要因は、支配人達の主家への精勤と忠誠心を繋束する仕組が組織のなかに組み込まれていたことである。その仕組は、弁店の支配人達の乗合店として文化九年正月新設された田酒造店である。「文化九年壬申正月吉日 田酒

⁽²³⁾

店要用控」によつて、新設の事情を知ることのできる条項を挙げると次の通りである。

一 此度相州関本村ニ酒造明き株有之候ニ付、私共相始め申度御主人様江御願ひ申上候所、御聞済被成下候而被仰付候間、則左之通り借受申候

覚

一 関本村伝蔵殿所持之酒株九拾九石 但し天明年中御改也

并ニ居屋敷

藏窖ヶ所かやぶき也 但し三間半八間 大垂附き

又諸道具左之通り

(中略)

右酒株居屋敷諸道具共ニ壱ヶ年ニ金三両宛ニテ相定め当申之年より戌之年迄拾五ヶ年内借受申候

又外ニ同村角兵衛殿所持之居屋敷間口七間半奥行七間

当申之年より戌之年迄拾五ヶ年之間借受置申候、為地代金式分宛年々相渡し可申答也 但し証文あり

一 右酒株借受去る十日より彼地江出店相始め申候、然処右店之義、末永く相続仕候ハシ永代弁本店之附店ニ仕置相続可致事

当時歩持人数 多兵衛、平兵衛、宗助、宗兵衛

一 歩持之内本店勤相退き候ハ、田店組合も相除き可申事、猶又本店ニテ老年ニも及可然者歩持跡へ差加ヘ可申事

一 店取建普請諸道具入用金之義者永代田店之借用土台金ニ仕置候而、年々壱割之利足を歩持之人數より御本家へ相納め可申事

一 年々酒造元出金之義、命本店ニテ借用仕候而、利足右土台金同事之割ニテ相納め可申事
外より他借、又歩持之者より入金仕候事、急度法度也

すなわち相州関本村の田店は、命本店の支配人であった、多兵衛（畠太兵衛）・平兵衛（奥村平兵衛）・宗助（山下惣助）・宗兵衛（梅田惣兵衛）の方から請願して、三代目兵右衛門の許可を得て九九石の酒株を期間一五年、借料年当三両の約定で四人の協同経営として借り受けたものであること、田店は命本店の附店として位置づけ、「歩持」すなわち経営への参加は上記の四人のみとし、本店を退転したときは田店の協同経営者からも脱退するものとし、本店のしかるべき人物を補充すること、建物普請や諸道具に要する入用金は本家から借用して年一割の利足を払い、年々の酒造元手金は本店の命店から借用の形をとり、これにも年一割の利足を払うこと、田店が本家・本店から他借したり、協同経営者の田店への貸付は禁止することが取り決められている。

この条項によって田店の所有権は出資者である主家にあり、経営権は協同経営を行う四人の命店支配人にあつたことが分かる。こうした関係は、田店が文政二年相州池上村に移り、田店となつても変わることなく、明治中期七代目の安太郎の時まで続いたといふ。⁽²⁴⁾ この田店の条項には利益分配の規定はないが、経営への参加者を四人に限定している以上、本家・本店への利足支払の後の利益勘定では支配人達が配分に与つたと考えてよいであろう。このような支

配人達への経済的裏付けの仕組みが、出店支配人側の経営権が主人側の所有権を主導下に置きつつ、山中家の家業の危機を開拓することに専心させる求心力の働きをなしたと見ることができる。

山中家の支配人協同経営の乗合店は、中井源左衛門家や矢尾喜兵衛家等の他の近江商人、なかでも日野商人に見られる乗合店組織と類似している。⁽²⁵⁾ ただ資金を拠出せず、經營を担当するいわば労務出資者である支配人達のみで「歩持」が構成されている点では稀有な方式である。經營実務担当者の格別の精励と忠誠を期待したこのような形態の乗合店が、他の近江商人の事例にも見ることができるとどうか、またそうした仕組みが別家制度や重役制度などの雇用制度とどの様に関わつていくかについては後日を期したい。

註

- (1) 商家の家業継続や家政・店制改革を主として扱ったものに、以下のような論考がある。京都室町織物問屋の明治以降の家業相続の実態を調査考察した昭和三・中川淳「室町織物問屋における家業の継承と分・別家」(立命館大学人文科学研究所『家業—京都室町織物問屋の研究』一九五七年刊、所収)、京都商人の千切屋吉右衛門家・柏原孫左衛門家の家業継承を中心とした研究である足立政男『近世商人の別家制度』(一九五九年、雄渾社刊)、木綿問屋長谷川家の家政改革を扱った北島正元「長谷川家の店制と家政改革」(北島正元編『江戸商業と伊勢店』一九六二年、吉川弘文館刊、所収)、近江商人市田家の店制改革については安岡重明「明治初年ににおける近江商人市田家の店制」(『同志社商学』一五巻六号、一九六四年)、近江商人中井源左衛門家の明治初年仙台店の改革を扱った「維新以後の仙台店」(江頭恒治「近江商人中井家の研究」一九六五年、雄山閣刊、所収)があり、また幕末維新期の三井家の改革については「維新期の三井組」(安岡重明『財閥形成史の研究』一九七〇年、ミネルヴァ書房刊、所収)がある。

- (2) 山中兵右衛門家の家史としては、山中家九代目の山中喬樹氏によつて一九八〇年頃に編纂された私家版『株式会社山中兵右衛門商店二六〇年史』がある。本節の山中家の家系の叙述は同書を底本にしている。また同書から史料を引用掲示した場合は、頁を明記し、文言について若干修正表記した。出所を示していない史料は近江日野商人館の所蔵文書である。なお日野屋山中家の商業活動については『御殿場市史』第八卷通史編上(一九八一年刊)が三〇七~三一〇頁において近世の日野

屋を、また『御殿場市史』第九卷通史編下（一九八三年刊）が七二一～七三頁で近代の日野屋を、それぞれ御殿場市との関連において記述している。

(3) この行商期には駿東郡の、玉穂村の友右衛門、公文名村の名主宇平治、小山村の円蔵の家を定宿とし、上州にも庄右衛門なる定宿があったという。山中、前掲『株式会社山中兵右衛門商店二六〇年史』八頁。

(4) 『近江日野町志』卷中 四六六～四六七頁。

(5) 前掲、『御殿場市史』第八卷、三二一頁。

(6) 以上の数値は、前掲、『御殿場市史』第八卷、二一一～二二一頁から引用。

(7) 山中、前掲書、一二二頁。

(8) 『神奈川県史』通史編³ 近世(2)（一九八三年刊）四六二～四六三頁。

(9) 家訓の「慎」は前掲、『近江日野町志』卷中 五七八～五七九頁に全文掲載されている。

(10) 山中家の酒造業はその後も酒株を買収した結果、天保元年の酒造石高は九五〇石となつた。山中、前掲書、一九頁。

(11) 同店は安政六年に代金一〇両で塩株を入手し、塩販売も兼ねた。山中前掲書、三四頁。

(12) 前掲、『御殿場市史』第八卷、四七四頁。

(13) 山中、前掲書 六一頁。

(14) 日本経済新聞社刊『会社総鑑－未上場会社版』（一九九三年刊）によれば、一九九一年一〇月の決算では、資本金三一〇〇〇万円、ビルが六割を占める。売上高は八〇億六九九万円、従業員五七人である。

(15) 山中、前掲書、四二頁、四四頁。

(16) 山中、前掲書、六二頁には「家政取極之控」の文久元年の改訂版が載せられている。

(17) 山中、前掲書、四頁。

(18) この文書は文政二年丑九月「要用書」と認められた表包紙の中に「矩定書」とともに入っていた。

(19) 弘化二年九月の「永続家政之事」は、一つは要約文、他方は全文というように同表題の文書が二通あり、家政改革が小田原藩の勧奨による文言が入っているのは要約文の方である。

(20) 全文は次の通りである。
乍恐書付を以申上候

一 私義身持墮弱ニ而家事向不取締ニ付乍恐 御上様御聞ニ達、去ル七月格別之御慈悲を以御呵渡之趣難有承知奉畏候、早速身寄支配人とも立會家事取締種々相談之上、身寄万兵衛儀、此度後見ニ相定、家事仕法先代取究通ニ相改申候、以後私義万事急度相慎家業出情可仕候、何卒此段御憐察被成下、乍恐 御役所様江宣敷御執成被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

弘化二年乙巳九月

頤主山中兵右衛門判
身寄山中万兵衛 判
支配人物兵衛判
同 嘉七判

庄屋 市左衛門様

年寄 源 七様

同 五郎兵衛様

- (21) 山中、前掲書、六〇頁。
- (22) 金次郎については、山中、前掲書、六頁の山中氏系図には見あたらないが、「御本家金次郎様」とあるので、ここでは五代目兵右衛門の弟と見なしておく。
- (23) 山中、前掲書、一九～二〇頁。
- (24) 山中、前掲書、二一頁。

- (25) 中井源左衛門家の乗合商内については、江頭恒治『近江商人中井家の研究』七八〇～八〇〇頁に、コンシエルン形態の形成を論じるなかで、具体例を挙げて詳述されている。矢尾喜兵衛家については、且下史料を検討中である。

本稿は、一九九一年六月二二日、同志社大学人文科学研究所第四研究における報告をもとにまとめたものである。
近江日野商人館所蔵の山中家文書の閲覧の機会を与えて頂いた山中喬樹氏と正野雄三館長に深謝する次第である。